

北海学園大学

法学部報

[巻頭特集]

法学部・経済学部合同市民公開講座 1

[研究室訪問1]

秘密結社を通して見る18世紀ドイツ 北原 博 3

[研究室訪問2]

学生時代から現在に至るまで 大滝哲祐 4

[教室の窓から]

共に学ぶ国際法～加藤信行ゼミナール～ 5

[もっと知りたい]

法学部特別講演会 6

新科目「NPOインターンシップ」 6

2009.1.31 No.20

Faculty of Law



法学部・経済学部合同市民公開講座 「比較してみる北海道」

2008年度は、10月11日（土）～11月8日（土）まで、経済学部と合同で、市民公開講座「比較してみる北海道」（全5回）が開催されました。各回のテーマは次の通りでした。

- 第1回 北海道農業の実力
—国内ではトップクラスでも海外では
- 第2回 北海道経済と雇用の拡大
- 第3回 一歩先を行く北海道の市民起業
—ユメを追いかながらコメを得る新しい生き方
- 第4回 選挙結果から考える
北海道の政党と政治
- 第5回 北海道からひろがる
自治体の憲法づくり

今回の市民公開講座の全体の目的を、企画を担当された神原勝法学部教授にうかがいました。

神原 北海道は、都府県とは異なる産業構造を持ち、また社会や政治にも特色があります。そのことは道民には当たり前と思われがちですが、かならずしも、それが都府県とは異なることに気づいていない面があります。そこで本講座では、比較的の観点から、北海道の経済・市民・政治・自治について、その特殊性や優位・劣位の問題などを考えることにしました。



第1回 北海道農業の実力 —国内ではトップクラスでも海外では



担当講師
北倉公彦（経済学部教授）
研究テーマ
北海道と中国の農業
担当科目
食料農業経済論

第2回 北海道経済と 雇用の拡大



担当講師
奥田 仁（経済学部教授）
研究テーマ
北海道経済とEU地域対策
担当科目
北海道経済論

北海道の農業と農産物に、よいイメージをもつ人が多いようです。確かに、その実力を生産力、農産物の質と量、将来性の面で都府県農業と比べれば優れたものがあります。

しかし、北海道農業にも負債の重圧、耕作放棄地の増加の懸念、圃場の分散、大規模で専業的農家で担われていることによる脆さがあります。また、豪州やアメリカ、カナダと比較すれば、心もとない状況です。それでは、国際化の流れの中で、北海道農業の実力を發揮するところがないかといえば、そうではありません。そのためには、考えていただかなければならないことがあります。その第1は、農地を「水利施設と一体となった装置」として備蓄すること、第2は、農業政策は選別的に行わなければ効果があがらないことです。

第3は、盲目的な有機農産物や有機農業の礼賛は、さらに自給率を下げることになることです。そして第4は、食の「安全・安心」の確保のためにコストがかかることを認識し、行動で示すことです。

北海道を改めて客観的に見直してくれるよう、あえて挑戦的に話をしてみました。

1980年前ごろから北海道経済の「危機」が呼ばれるようになってほぼ30年がたちました。この背景には、日本や世界の先進国に共通した経済システムの大きな転換があります。それはフォーディズムと呼ばれ、大量生産の発展に対応して有効需要を作り出し、戦後30年ほど先進国で共通して高い成長率をもたらしたシステムでした。このシステムのもとで、北海道は、日本における公共投資による有効需要創出の場として位置づけられてきました。その行き詰まりが見えてきたのが80年代だったのですが、その後のバブル経済や「失われた10年」を通して問題が先送りされ、小泉構造改革による急激な地方切捨ての動きに直面しているのが現在の状況です。

したがって、北海道経済の将来を考えるには、このような時代変化にどう対処するかということが問題になりますが、同じ課題を抱えたヨーロッパでは、EUのリスボン戦略などいくつかの試みが進んでいます。そこではっきりしてきたことは、労働力の有効活用と質的発展が鍵になるということですが、この点での日本の政策の立ち遅れが大きな問題となります。

第3回

一歩先に行く 北海道の市民起業

—ユメを追いながらコメを得る新しい生き方



担当講師
樽見弘紀（法学部教授）
研究テーマ
公共政策、非営利組織
担当科目
公共政策論

第4回

選挙結果から考える 北海道の政党と政治



担当講師
山本佐門（法学部教授）
研究テーマ
現代国家と民主政治、
ドイツ社会民主主義の歩み
担当科目
現代政治学

第5回

北海道からひろがる 自治体の憲法づくり



担当講師
神原 勝（法学部教授）
研究テーマ
自律自治体の形成
担当科目
自治体学

事例報告者として、札幌でベロタクシー事業を展開する栗田敬子さん（NPO法人エコモビリティサッポロ代表）をお招きしたこの回では、新しい生き方・仕事の仕方としての「社会起業」をテーマとして採り上げました。1台170万円する「ベロタクシー」（環境にやさしい新交通システムとしてドイツで開発された自転車タクシー）を5台も仕入れて札幌で事業スタートした栗田さんこそはまぎれもない社会起業家。冬期およそ半年休む運行形態や、環境意識の高い企業からの広告出稿を主とするその収入源など、まさに目からウロコのビジネスモデルに、フロアからの質問が途切れることはありませんでした。まったくの手前味噌ですが、栗田さんが短期間に事業化を成し遂げた蔭では、私もボランティア理事のひとりである北海道NPOパンクからの緊急融資や、北海道NPOサポートセンター（理事は田口晃法学部教授他）の細やかな相談・指導業務が不可欠だった、とは栗田さんの弁。「NPOのためのNPO」としてのいわゆる中間支援組織の浸透が比較的早かつたここ北海道からは、新しい社会起業が次々と全国に発信されています。

国政選挙での与野党伯仲現象は自民・社会二大政党制（55年体制）形成期の以降50年も続く北海道の特質です。いわば選挙結果を北海道だけに限定すれば、国政上の「政権交代」の可能性は何度もありました。現に知事を中核とした道政上の政権交代は繰り返され、過去16回の知事選挙では、ほぼ一貫して二大政党対決型の激しい選挙戦が展開され、8勝8敗が現在までの結果です。

しかしこうした二大政党拮抗体制の長期的継続が、何か特別な政治的作用を道内にもたらしたのだろうか。残念ながら、道政の主導勢力が自民、非自民いずれであれ、中央集権体制と国政府に抗した自立的な地域志向性を強化できず、国政府依存傾向は今なお抜きがたい道政体质となっています。

しかし近年世界的に顕著となった国際化—地域化同時進行（グローカリズム）傾向に対応しつつ、地域の自立性を促進する有効な動きが道内でも目立ってきました。それらは基礎自治体（市町村）レベルでの「自治体実質化」の様々な試みであり、道政府レベルでの「地域主権の確立」を目指した政策推進の努力です。

地域のことは地域の市民が自ら決めて実行するのが市民自治で、そのために権限や財源を国から都道府県へ、都道府県から市町村に移すのが地方分権です。今日の日本は、明治以来の統治・集権を改めて自治・分権に変える転換期にありますが、市民には役割と責任が増大した自治体を自律的に運営する課題が大きくのしかかっています。

そこでいま脚光を浴びているのが「自治体の憲法」と呼ばれる自治基本条例で、ニセコ町から始まり、現在全国の約百市町村が制定しています。この条例は自律的な自治体運営に不可欠な仕組み、例えば、市民参加、情報公開、総合計画、財務・法務、住民投票などの制度を総合的に整備し、最高条例としての地位を与えたものです。

自治基本条例の関連条例として重要な議会基本条例も2006年に栗山町から開始して以来急速に全国に広がりつつあります。本州の人から北海道は「遅れた地域」といわれ、道民もそのような北海道観を持つ人が多いのですが、観点を換えれば、北海道は自治の宝庫で、新しい自治・分権の時代を切り開く先進的な嘗みが豊富にあります。

はじめての学部合同市民公開講座の開催と今後

これまで本学は、社会貢献の一環として、学部ごとに市民公開講座を開催していました。これについては、受講者から高く評価される一方、開催時期の重なりによる受講機会の制約や経費面での効率性の問題などが指摘され、全学的な観点からの見直しが要請されるようになりました。こうした機運の高まりを背景に、法学部と経済学部は、それぞれ企画内容に親和性があると考えて、今年度は合同で開催しました。

一方、全学的な観点から見直しが行われた結果、新たに「市民公開講座委員会規程」が設けられ、次年度以降はこれにもとづいて実施することになりました。委員会は各学部教授会が選出した委員五名で構成、講座の開催は原則として年二回（第一学期と第二学期）。学部が単独で開催する場合と横断的に開催する場合があります。開催計画は委員会で決定します。また、講座の開催と運営は各学部の持ち回りで担当することになっています。

（企画担当：法学部教授 神原勝）

最後に神原教授に総括をお願い致します。

神原 今回の受講者数は61名（男性49名・女性12名）で、平均年齢は57歳でした。アンケートの回答が寄せられましたが、「わかりやすい・まとまった」講義であったと評価される一方、政治と経済の広い視野から、また比較の目を持つことで、北海道の特色や抱える課題を再認識することができた、との回答が多数見受けられました。

はじめて合同開催した市民公開講座はおおむね成功であったといえるでしょう。

（構成：前田）

秘密結社を通して見る18世紀ドイツ

秘密結社を研究するということ

「秘密結社なんてアヤシいものを…」秘密結社を研究テーマにしていると言うと、そんな風に思われるかもしれません。確かに秘密結社と言えば、世界征服を企む陰謀組織というイメージを抱く人もおりますので、学問の対象としては不真面目であるようにも思われます。正直なところ、私自身も最初は自分が専門としているドイツの詩人ゲーテのゴシップ探しのような軽い気持ちで調べ始め、ゲーテと秘密結社との関わりについて研究していることは秘匿していました。しかし、研究を進めていくにつれて、秘密結社は決して周縁的なテーマではなく、ゲーテの文学の本質に関わるテーマではないかと思うようになり、秘密結社を研究の中心に据えるようになりました。実はゲーテ研究にとってのみ無視できないというわけではありません。18世紀のドイツ文学を研究していると、どこかで必ず行きあたるのが秘密結社なのです。本格的に取り組むようになって気づいたことですが、学会の研究発表会でも秘密結社には時々言及されたりはいるものの、実態についてはあまり理解されておらず、よくわからないと多くの場合放置されていたのです。秘密結社はどうでもよい研究テーマなのではなく、やり残されたテーマだったのです。秘密結社を研究対象にする研究者は決して多くはありませんが、私のように文学を専門とする者だけではなく、歴史学、社会学、文化人類学、哲学、音楽学など様々な学問分野に及んでいます。

秘密結社と18世紀ドイツ

18世紀の一時期、ドイツでは、秘密結社員であることは社交儀礼のようなものでした。ゲーテのフリーメイソンへの加入申請の書簡では社交上の理由に言及されていますし、ある宮廷人の回想録では、「フリーメイソンであることはエチケットだった」とまで述べられています。結社への関わり方には温度差があったものの、多くの知識人がフリーメイソンの一員になっていましたし、プロイセンのフリードリヒ2世のような支配階級も参加していました。こうなると、このような結社のどこが「秘密」なのかと思われるかもしれません。秘密結社の「秘密」は必ずしも存在を秘密にすることなのでは

なく、結社固有の教えの秘儀による伝授である場合もあるのです。そのため、こうした結社を「秘儀結社」と呼ぶ研究者もいます。

入会して最下位の位階を与えられる儀式に始まり、結社での経験を積んで上の位階に進むたびに独特的の儀式が行われます。儀式の中で志願者は象徴的に死んで、生まれ変わります。秘儀の前後ではある意味別人になるのであり、志願者は連続的に成長していくのではありません。幼虫が蛹になって成虫になるように、生の節目で変態するイメージです。人間は徐々に変化していくというだけではなく、生の節目で内的に大きな変化を遂げるのだという人間観です。私がゲーテ時代の文学との関係で秘密結社を研究しているのも、秘儀伝授による志願者のこうした心的変化に興味があるからなのです。もちろん、秘儀のもつこうした機能だけが18世紀の人々を惹きつけたわけではありません。賢者の石を求めていた人もいれば、彼らを食い物にする詐欺師もいたでしょう。社会変革を目指していた人も、単に社交を目的にしていた人もいたでしょう。そうした多様な動機をもつ人々を魅了した秘密結社は、確実に18世紀後半のドイツの実相の一端を映し出しており、私はそれを少しでも明らかにしたいと思っています。

講義について

現在、法学部生だけを対象にした授業は担当していませんので、ドイツ語や外国文学I（交替で担当）といった共通教育科目で学部教育に携わっています。学生の皆さんにはもちろん専門である法律学や政治学の知識や思考法をしっかりと身につけてもらいたいのですが、同時に異なったものの考え方にも広く触れて、多面的な思考ができる人物になってほしいと願い、授業をしています。外国語を学ぶことで、その言葉が話されている地域の文化に触れたり、日本語とは違う発想に気づいたり、逆に日本語自体の発想の特異さに気づいたりしてもらいたいと思います。また、外国文学では、専門とは違った文学研究の方法に触れることで視野を拡げてほしいと思っていますし、授業を機会に文学作品に少しでも親しんでもらいたいと思っています。

（法学部准教授：担当はドイツ語）



北原 博

学生時代から現在に至るまで

今日は、私の学生時代から現在に至るまで振り返ってみたいと思います。

学部時代

学部のときは、法学部だったので、当然のことながらその専門科目を履修していました。現在の専門である民法も履修していましたが、当時は他の法律も積極的に履修しており、民法と同じくらいに关心をもっていました。さらに、法学部の講義以外に、私の学部時代はまだ珍しかったパソコンを用いた講義や教育学部の演習も履修していました。また、サッカー、バドミントンやゴルフなどの体育科目も履修していました。このように、さまざまな講義・演習を履修したため、最終的な単位は200以上になりました。

3年の後半になり、そろそろ進路を真剣に考えなくてはならない時期になり、友人達が就職活動を行うようになりました。しかし、私は、相変わらず、好奇心のおもむくままに、多くの講義を履修していました。その時期に、私は、民法の債権各論（売買や賃貸借などの契約や不法行為（交通事故によって発生する被害者の権利や加害者の義務など）を扱います）の講義を履修していました。今振り返るとその講義が現在に至る上で大きな転機になったのではないかと思います。何回目かの講義で、担当されていた先生が、有名な画家の絵を購入したが、そもそもその絵が存在しないときは、その絵を購入するという契約の効力ははじめから生じないという説明をされました。その説明に続けて、先生は、絵の売主にその絵が存在しないことについて落ち度があれば、買主に対して一定の契約法上の責任を負うべきだという学説を紹介されました。私は、この「契約の効力が生じない場合であっても、落ち度がある者に一定の契約法上の責任が認められる場合がある」という先生の説明に強い関心を持ちました。というのも、それまでの講義では、契約が成立したこと前提として、契約を守らない者の責任を論じてきたので、契約が存在しないのに一定の契約違反として責任が肯定される場合があることをそれまでは考えもしなかったからです。このときの講義を境に、民法についてもっと詳しく知りたいという思いが大きくなっていました。そして、民法を専門的に研究するために大学院に進学することにしました。

大学院時代

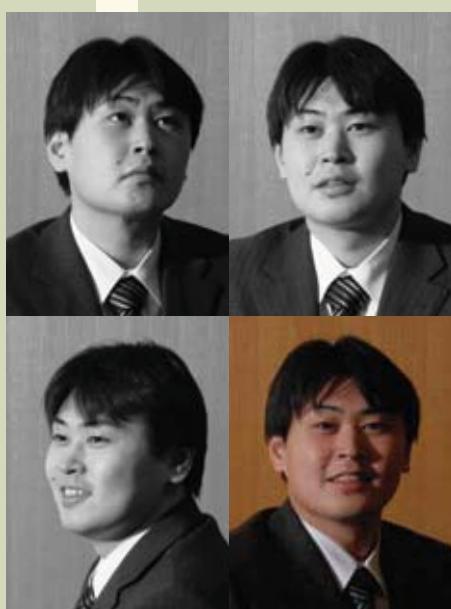
このように、学部時代に民法に関心を持ち、さらに民法を研究するために大学院の修士課程に進学しました。大学院での講義や演習は、もちろん学部のときより高度なもので、予習・復習は大変でしたが、得たものは非常に大きかったです。また、同じ民法の専攻の人だけでなく、他の法律を専攻している人達（留学生を含む）と、飲み会、スポーツ大会、旅行や自主ゼミを行い、学部生時代に勝るとも劣らない充実した日々を送ることができました。

修士課程の修了に際して、民法の学者となりたいという思いが確信に至ったので、博士課程に進学しました。博士課程の研究では、質の高い研究をすることが要求されるのはもちろんのこと、経済的な問題や人間関係の問題などに悩み、学部・修士時代とは異なり、苦しみながらの研究でした。しかし、指導教官、その他の諸先生方のご指導、先輩・後輩との切磋琢磨、友人達の励ましや両親の理解により、博士論文を書き上げることができました。そして、僕倖に恵まれ、本学で学者として着任することができ、現在に至ることになります。

学生の皆さんへ

今まで思い出すままで私の学生時代から現在に至るまでを述べてきました。私は、学者という職業に就きたいという願望を学部時代におぼろげながらに持ち、修士課程から博士課程への進学の際に確信に至り、僕倖により、学者という職業に就くことができました。学生の皆さんの中には、学部を卒業して社会人になります。まだ本当に自分が打ち込めるを見つけていないなら、学部時代の私のように、おぼろげでも構いませんので、大学生であるうちに見つけられるように努めてください。それを見つけたならば、自分の打ち込んでいるものの職業としての位置づけ、その職業に就くにはどうしたらよいかなど、自分のすべき事が明らかになってきます。そうなると、普段何気なく大学で学んでいることが、今までとはまったく意味の異なる有意義なものになり、今後の自分の学生生活に活かすことができます。そして、先生や学生との人間関係を積極的に築いて大事にしてください。充実した学生生活になるだけではなく、今後の人生の財産になるのです。

(法学部講師：担当は民法)



大滝哲祐

共に学ぶ国際法

～加藤信行ゼミナール～



今回は、法学部1部の加藤信行ゼミナール（国際法）の様子を、同ゼミナール長の大友俊輔さんが紹介してくださいました。

国際法という科目は民法や憲法といった科目と違い、普段の生活をしていく上では接する事が少なく、あまりなじみのない科目かもしれません。そのため具体的なイメージをつかみづらかったり、勉強をする興味が湧いてこなかつたりすることも多いでしょう。実際ゼミ生の中でも、元々国際法が得意な学生というのは決して多いとは言えないでしょう。しかし、加藤先生の根気強い御指導のおかげで、我々は徐々に国際法の面白さに接し、興味を持ち、勉強をしてきています。

授業は国際法の知識を深めることを念頭に置き、毎回報告形式で行われます。各々が自ら設定したテーマについてレジュメを作成し、報告を行っていきます。テーマは国際法に関する事であれば自由であり、様々なテーマが取り上げられます。例えば集団的自衛権について取り上げる人もいれば、領海について取り上げる人、南極について取り上げる人といったように多くのテーマが出てきます。あえて共通している点を挙げるとすれば、それらが国際法についての重要課題であることです。それゆえ1つの論点について判例や多くの学説があって、それに基づいて学ぶということがとても多いといえます。

報告は1回の授業で2人ずつなので、1人の持ち時間は約40分程度ですが、その中でも質疑応答に多くの時間を割いています。ゼミ生からの質問が出る場合や先生からの質問が出る場合など様々です。基本的には報告者が回答をしていますが、報告者が質問された点に関して完全に理解していないときや、質問の答えとして不適切だった場合などがあります。そのような時は加藤先生の豊富な知識から、わかりやすい説明によって解説をしていただけるので、ゼミ生全員がしっかりと理解をしていっていると思います。

毎回、このように授業が進められていき、入ったばかりで国際法について全く分からぬようない状態でも、3年の後半には多くの知

識を身につけることができます。勉強をして知識がついてくれば、全世界の様々な問題について取り上げている国際法は、とてもやりがいがあり、ゼミという少人数の場で勉強することがとても楽しく感じてきます。このように議論が行われていて、学生の自主的な授業展開によって知識を身につけるという、ゼミのあるべき姿をしっかりと実現できていると思います。

加藤ゼミは授業だけでなく、課外活動にも積極的に取り組んでいるという点が大きな特徴だと思います。ゼミ対抗のソフトボール大会には毎年参加していて、一生懸命にプレーしています。今年は負けてしまいましたが、去年までは7連覇が続いている、常に優勝候補といわれてきました。毎年勝ち続けてこられた大きな要因としては、先生も一緒にになってみんなで目標に向かって頑張ることができているからだと思います。他のゼミを見ても、先生も出場してゼミ生と同じように楽しんでいるゼミはそう多くはありません。これが加藤ゼミのスタイルであり、最も良いところです。また、ソフトボール大会に向けた練習も非常に積極的に取り組んでいます。ですから今まであまり野球やソフトボールに触れてこなかつたような人も一緒に練習したり、試合に出たりして楽しく参加していると思います。このような活動を通じて、お互いが仲良くな



法学部特別講演会

ヴォルフガング・ハインツ教授



るきっかけが生まれました。

また、夏にはゼミ合宿を行い全員で作業をしていくことによって、一体感を強めていっています。毎年、合宿では多くのことを語り合ったり、計画から実施までの過程で協力し合ったりすることにより、多くの思い出ができます。そこでは毎年、問題が起こったり、うまくいかないことが出てきたりしますが、それもみんなで乗り切っていくという中で良い関係を作っていくのだと思います。実際今年は赤平のキャンプ場で1泊をし、その中でそれまでは少なかった3年生と2年生の交流が深まり、ゼミ合宿後には2年生と3年生との話す機会が格段に増えたと思います。



このように、加藤ゼミではゼミ生と加藤先生の距離がとても近いと思います。学問についてはもちろん、人間性や学生生活のすべての点において親身になって接してくれたり、そして一緒に活動に臨んでくれたりする加藤先生のもとで、多くの時間を過ごせることを誇りにもてると言います。

ここまで述べてきたように、加藤ゼミは先輩方から受け継いでいるとしても良い伝統、環境が整っていると思います。自主的に考え、学び、学生生活を送れる。そんな加藤ゼミを2年間履修してほんとうに良かったと思うと同時に、これからゼミを履修するチャンスがまだある人は是非履修していただきたいと思う、そんなゼミです。

(法学部1部3年 大友俊輔)

今年度の「法学部特別講演会」は2008年11月8日に開催された。講師は、ヴォルフガング・ハインツ教授（コンスタンツ大学／ドイツ）が「ドイツ少年刑法」について講演された。同日は、土曜日の一講目（9時開始）にもかかわらず、会場の41番教室（収容定員約300人）はほぼ満席と盛況であった。同教授は、ドイツ「少年刑法」の実証的研究分野の第一人者であり、国、バーデン＝ヴュルテンベルク州の刑事政策にも大きな影響力を有している。

講演の内容は次の十四命題にまとめられる。(1) 少年には、自分の犯した犯罪の意味及び射程距離、その結果を完全には理解していないことが多い、したがって、少年を成人と同様に処罰することは正義の観念に悖る。(2) 現行ドイツ少年法は満14歳から満20歳までの者を対象とし、行為刑法ではなく、行為者刑法である。(3) 再犯防止という目的を達成するために、正式の手続の外で教育措置をとること（ディヴェルジオーン）から、正式の教育措置、懲戒手段を経て少年刑まで様々な反作用が用意されている。(4) 施設内収容（少年刑、少年拘禁）が減少し、外来制裁が増加している。(5) ディヴェルジオーンが全体の68%を占めている。(6) 現行少年裁判所法は、自由刑、特に、短期自由刑は再犯を防止するよりも、促進すること、刑事制裁、刑事手続きには烙印付け効果があること、デヴィルジオーンの迅速な対応に再犯予防効果が期待できる

という三点から出立している。(7) 最近の大規模な調査研究から、再犯は例外であり、通例ではないこと、少年の再犯率の方が若干高いこと、制裁が重くなるにつれて再犯率が高くなることが判明している。(8) 制裁と再犯の因果関係の証明には、制裁という点においてだけ異なる2群を比較する必要がある。(9) 特別予防の観点からは、有罪判決は手続の打ち切りよりも優れていない。(10) 侵襲のいっそう強烈な措置の方がその予防効果において優れていることの根拠付けを必要とするのであり、その逆ではない。(11) 制裁研究の現状をまとめると、有罪判決後の再犯率が手続打ち切り後の再犯率よりも低いとはいえないこと、軽度・中度の犯罪に対する制裁は互換可能であること、厳しい制裁の後に再犯率が高くなる傾向があるといえる。(12) 特別予防の観点でも一般予防の観点でも、制裁の強化によって少年犯罪を減少させることはできない。(13) 犯罪の背後にある社会的問題を刑法で解決することはできない。(14) ドイツ連邦参議院に提出された少年裁判所法改定案は、大衆迎合的であり、犯罪学の知見に反する。

日本少年法の過去の改訂作業を総括するに当たっても、これからの改訂方向の議論に当たっても、「証拠に基づく刑事政策」を基礎にした客観的議論が必要である。今回の講演はこの点で重要な示唆を与えるものである。

（吉田敏雄・法学部教授記）

2009年度 法学部の新科目「NPOインターンシップ」

この科目は、全国的にもまだ数少ない先駆的な試みで、学生のNPO（非営利市民活動組織）での研修活動（インターンシップ）を法学部の教育の一環として位置づけ、単位として認定するものです。

全般的にはこれまで、就職部が窓口となつて主に企業を研修先にした「インターンシップ」が実施されてきましたが、これとは位置づけが異なります。

最近では、全国規模のNPO法人による「議員インターンシップ」に参加して国会議員や地方議会議員の政治活動の実際を学ぶ法学部の学生が増えており、また各種NPOの活動に参加する学生もいます。この新科目

では、NPOを通じて市民活動や議員の活動の現場を経験することによって、授業で学んだ成果をより確実なものにし、また各自の職業観や公共意識をひろげることが期待されています。

法学部では、学生のインターンシップを受入れてくれる札幌市内のNPOをリストアップし、学生の希望に応じて受入れ先を決定します。インターンシップに出るのは、主として8・9月の夏休み中で、受入れ先からの学生評価書と学生からの報告書をもとに単位を認定します。ただし、「自由科目」となりますので、卒業に必要な単位数には含まれません。

（文責：藤田）

2009年度 法学部各種入試予定一覧

社会人特別入学試験

●II期(面接・小論文)

募集人員: 2部法学部 面接 20名 小論文14名

出願期間: 2009年2月13日(金)から

[郵送]22日(日) 消印有効

[窓口]24日(火) 16時締切

試験日: 2009年2月28日(土)

* 法学部1年次入学試験は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に決定します。

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程II期

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 7名

政治学専攻 5名

出願期間: 2009年1月 9日(金)~19日(月)

試験日: 2009年2月20日(金)

●博士(後期)課程

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 2名

政治学専攻 2名

出願期間: 2009年1月16日(金)~26日(月)

試験日: 2009年2月21日(土)

法学部編入学試験 (3年次編入)

募集人員: 1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

●II期(一般)

出願期間: 2009年1月27日(火)~2月5日(木)

試験日: 2009年2月28日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

●B日程

出願期間: 2009年1月29日(木)~2月12日(木)

小論文試験(法学既修・未修者共通)

面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日: 2009年2月21日(土)

法学既修者認定試験

試験日: 2009年2月22日(日)

[出願資格、必要書類などについての問合せ先]

社会人特別入試: 入試部／電話 011-841-1161(内線2210)

法科大学院入試: 法学部事務室／電話 011-841-1161(内線2420・2422)

それ以外の入試: 法学部事務室／電話 011-841-1161(内線2223・2228)

2009年度 北海学園大学オープンキャンパス実施

●第1回オープンキャンパス: 2009年 6月27日(土)

お問い合わせは入試部

●第2回オープンキャンパス: 2009年 8月 4日(火)・5日(水) (電話:011-841-1161 内線:2210)へ

お願いいたします。

●第3回オープンキャンパス: 2009年10月 3日(土)

北海学園大学ホームページ <http://www.hokkai-s-u.ac.jp>

北海学園大学法学部報 第20号

[2009年1月31日発行]

発行:北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

電話:011-841-1161(代) FAX:011-824-7729

印刷:中西印刷株式会社

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1-34

電話:011-781-7501 FAX:011-781-7516

デザイン:畠山尚デザイン制作室

写真撮影:泉澤宏昭(ヒロフォト・アド)

2008年度学部報委員:鈴木 光・藤田 正・前田輪音

行事予定

2008年度

2月 3日(火) 第2学期定期試験終了

5日(木) 第2学期追試験申込受付

{

6日(金)

9日(月) 入学試験

{

12日(木)

17日(火) 第2学期追試験

{

20日(金)

28日(土) 社会人II期入試

3月10日(火) 卒業生発表

卒業延期者ガイダンス

11日(水) 進級生発表・所属学科発表

卒業延期者等面談

14日(月) 学部研究生入学試験

19日(木) 卒業証書・学位記授与式

(卒業祝賀会)

29日(土) 新3年次編入生ガイダンス

2009年度

4月 1日(水) 新4年生ガイダンス

2日(木) 新3年生ガイダンス

3日(金) 新2年生ガイダンス

7日(火) 入学式

8日(水) 新入生ガイダンス

{

10日(金)

9日(水) 演習／外国書講読申込

{

10日(木)

11日(土) 第1学期授業開始

16日(木) 履修相談

演習／外国書講読許可者発表

16日(木) 再募集申込

{

17日(金)

17日(金) 履修登録受付

{

22日(水)

21日(火) 9月卒業申込受付開始

5月16日(土) 学園創立記念日

6月27日(土) 第1回オープンキャンパス

7月17日(金) 第1学期授業終了

18日(土) 補講日

{

23日(木)

24日(金) 第1学期定期試験

{

8月 3日(月)

4日(火) 夏季休業開始

4日(火) 第2回オープンキャンパス

{

5日(水)

6日(木) 第1学期追試験申込受付

{

7日(金)

9月 1日(火) 第1学期追試験

{

4日(金)

19日(土) 9月卒業生発表

20日(日) 夏季休業終了

24日(木) 第2学期授業開始